平成31年3月

東京都心·臨海地域都市再生緊急整備協議会 (日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画作成部会)

目 次

はじめに

- 1. 本地区における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針
 - 1-1. 本地区における都市再生安全確保計画の意義
 - 1-2. 都市再生安全確保計画の作成
 - 1-3. 本地区における被害の検討等
 - 1-3-1. 本地区の現状
 - 1-3-2. 想定する被害のシナリオ等
 - 1-4. 都市再生安全確保計画の基本方針及び目標
 - 1-5. 都市再生安全確保計画の実施体制及び計画の変更
- 2. 本地区における滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務
 - 2-1. 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備及び管理
 - 2-2. その他の滞在者等の安全の確保のために実施する事業
 - 2-3. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務
 - 2-4. 滞在者等の安全の確保のために必要な事項
- 3. その他都市再生緊急整備地域における防災の確保に関する事項
- 4. 参考

はじめに

国は平成24年3月に都市再生特別措置法を改正し、都市再生安全確保計画制度を創設した。これは都市再生 緊急整備地域において、地区ごとに官民連携した部会を組成し、その地区の「都市機能の継続」および「滞在者 の安全確保」を目的とした計画を作成・実践することで地区の防災対応力強化を図り、都市の国際競争力向上に 取り組むものである。

これを受け、日本橋室町周辺地区(以下「本地区」という)においては、平成29年12月に安全確保計画作成部会を立ち上げ、「都市機能の継続」に必要な都市のエネルギー確保に関する計画である「日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画【エネルギーに関する計画編】」を平成30年3月に策定し、計画に定めた事業の推進を進めている。

今般、安全確保計画制度のもうひとつの命題である地域の「滞在者の安全確保」を目的とした「日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画【帰宅困難者に関する計画編】(以下「本計画」という)」を策定し、滞在者の安全安心が確保された災害に強い街づくりを進め、さらなる国際競争力の向上を目指す。

日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画

【エネルギーに関する計画編】 (平成30年3月策定) 【帰宅困難者に関する計画編】 (本計画)

図1. 日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画の構成

1. 本地区における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

1-1. 本地区における都市再生安全確保計画の意義

- ・ 本地区は、中央区の骨格軸である中央通りが南北に縦断し、複数の地下鉄・JR が乗り入れる交通結節点があり、日本を代表する金融・製薬・化学関連会社の本社・本部機能が集積する、日本の経済活動上の重要拠点である。また地域整備方針に基づき、重要文化財を含む歴史的建造物を残した風格ある街並みを形成しつつ、高機能オフィス、商業施設、宿泊施設など、様々な用途が集積する賑わいある街づくりが進んでいる。
- ・ 再開発等により老朽化建物の機能更新及び土地の集約化が進められ防災性能が高い施設が整備される一方、高度利用される業務施設や大規模な商業施設が集積し、昼間の人口密度が非常に高く、また鉄道交通機関の結節点になっていることから、災害時においては多くの屋外滞留者また帰宅困難者が発生する可能性があると考えられる。
- ・ 本地区の現状を踏まえ【エネルギーに関する計画編】に定めた事業の推進に加え、本地区の更なる安全性 を確保するために、本地区が抱える災害リスクへの対応として【帰宅困難者に関する計画編】を作成し、 国際競争力の向上につなげる。

1-2. 都市再生安全確保計画の作成

- ・ 本計画は、本地区の一時滞在施設を保有する建物管理者、多くの来街者を抱える大規模商業施設の管理者 や鉄道事業者、エネルギー供給事業者、また地域のまちづくりに携わる団体及び関連する行政機関等で構成する「日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画作成部会」(以下「本地区部会」という)により作成する。(図2参照)
- ・ 本計画の対象範囲は、【エネルギーに関する計画編】と同様の範囲とする。(図3参照)

日本橋室町周辺地区 都市再生安全確保計画作成部会

行政	機関	民間企業・団体		
内閣府地方創生推進事務局	東京都 総務局 総合防災部 事	日本橋室町三丁目地区市街地	東京地下鉄株式会社	
参事官	業調整担当課長	再開発組合理事長	鉄道本部 安全·技術部長	
国土交通省 関東地方整備局	中央区都市整備部長	武田薬品不動産株式会社	東日本旅客鉄道株式会社 東京	
建政部都市整備課長		代表取締役社長	社 総務部サービス品質改革室:	
国土交通省 東京国道事務所 管理第一課長	中央区 都市整備部地域整備課長	室町東団地管理組合 管理者	東日本電信電話株式会社 ピジ イ/ベーション本部 第四バリュークリエイト 第三パリュークリエイト担当 担当部長	
国土交通省 関東運輸局 総務部	中央区 防災危機管理室長	三井不動産株式会社ビルディング	一般社団法人 日本橋室町	
安全防災・危機管理課長		本部運営企画部長	エリアマネジメント 代表理事	
国土交通省 関東運輸局 鉄道部	中央区 総務部防災課長	三井不動産株式会社日本橋	株式会社三越伊勢丹 三越日本	
監理課長		街づくり推進部長	本店 業務推進ディビジョン長	
東京都 都市整備局総務部	警視庁 中央警察署長	三井不動産TGスマートエナジー	野村不動産株式会社 都市開発	
調整担当課長		株式会社 代表取締役社長	業本部 ビルディング事業ニ部	
東京都 都市整備局都市づくり政 策部開発企画課長	東京消防庁 日本橋消防署長			

図2. 計画作成の構成員

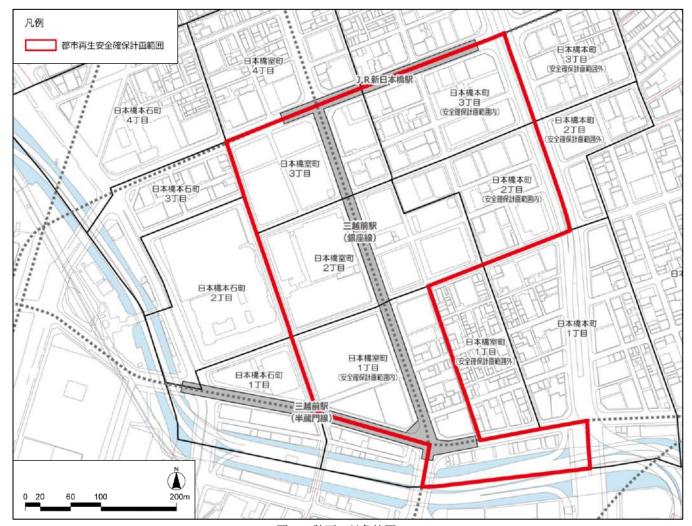


図3. 計画の対象範囲

1

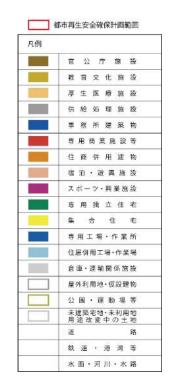
1-3. 本地区における被害の検討等

1-3-1. 本地区の現状

【土地利用】

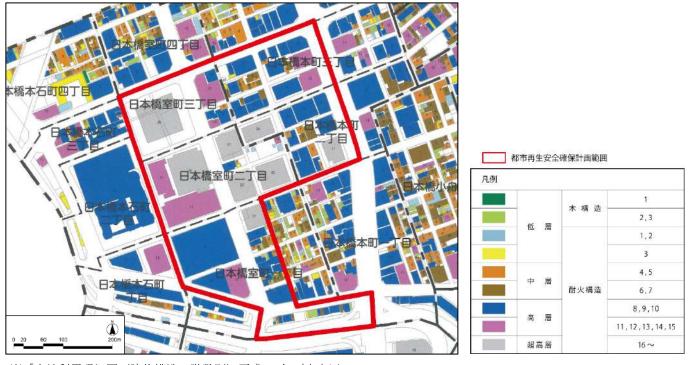
・ 周辺地区においては小規模な住商併用建物も見られるが、本地区は事務所建築物や大規模な専用商業施 設が立地している。





※「土地利用現況図(土地・建物用途別)平成28年/中央区」

【建物構造・規模および用途】



※「土地利用現況図(建物構造、階数別)平成28年/中央区」

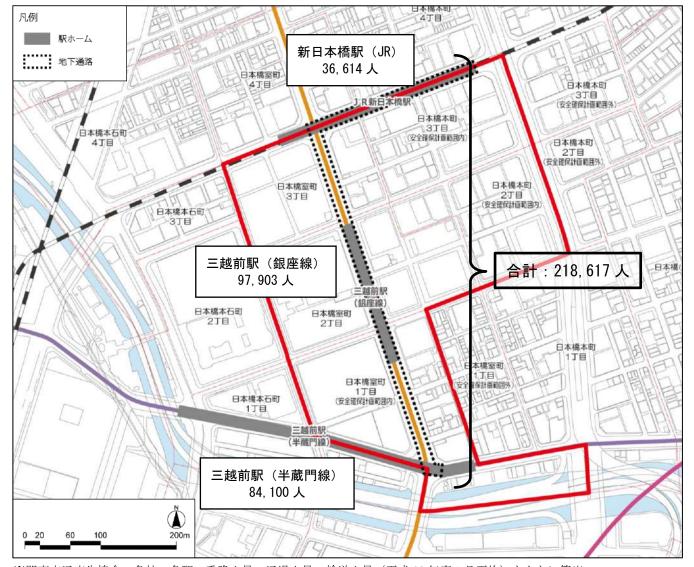
- ・ 本地区内の建物のうち、その大部分は8階建て以上の高層建築物と超高層建築物が占めている。敷地面 積9万5千㎡に対し、建物総延床面積は約79万㎡となっており、高度利用の進む地区である。
- ・ 建物用途では事務所が6割、商業が約3割で、ホテルも立地しており、多くの従業者と来街者の滞在が 想定される街である。

街区面積				用途別延床面	ī積	
(車道・歩道除く)	建物延床面積	①事務所	②商業・店舗	③住宅	④ホテル	⑤その他 (停車場、神社)
94, 573 m²	789, 448 m²	469, 997 m ²	,	18, 221 m ² 2%	25, 419 m² 3%	18, 408 m² 2%

※平成29年1月時点不動産登記簿等をもとに算出

【鉄道】

・ 新日本橋駅及び三越前駅の2駅、JR総武線、東京メトロ銀座線、半蔵門線の3路線が運営されており、 各駅は地下通路で接続され、1日約22万人の駅利用者がいる。

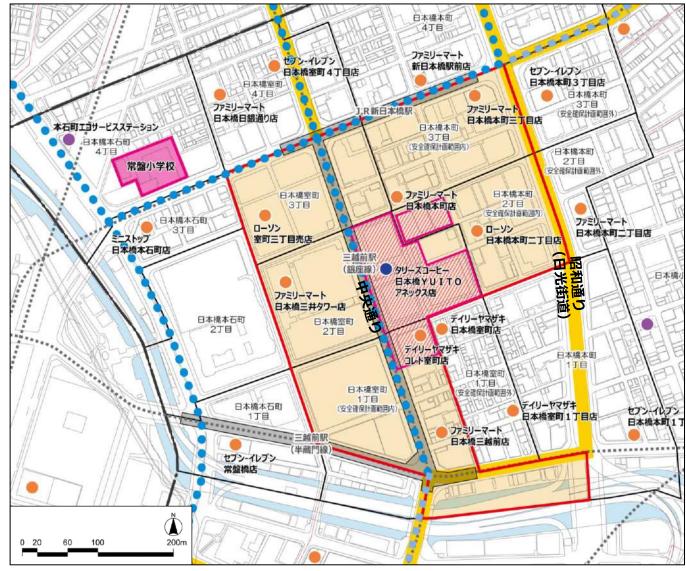


※関東交通広告協会・各社・各駅 乗降人員・通過人員・輸送人員(平成28年度1月平均)をもとに算出

【災害対応施設】

・ 本地区には地下通路に直結する帰宅困難者一時滞在施設が整備されている。 また、周辺には災害時帰宅支援ステーションとなっているコンビニエンスス トアも数多く立地している。南北への主要道路である昭和通りは災害時の帰 宅支援対象道路に指定されており、また中央通りは人命救助や消火活動のた め一般車の通行が禁止される緊急自動車専用路と指定されているため、滞在 者には適切な案内が必要である。

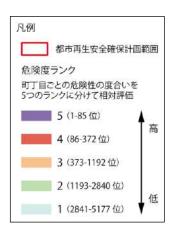




- ※東京都防災マップ (平成30年9月28日確認時点)
- ※中央区防災マップ (平成29年3月)
- ※中央区地域防災計画(平成27年修正)

【地区のリスク】

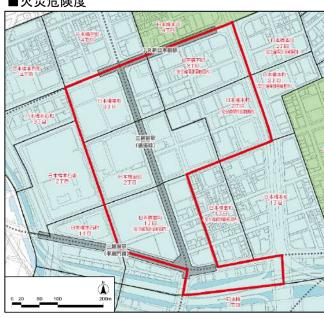
- ・ 地震による建物倒壊の危険性を示す「建物倒壊危険度」、火災の発生による 延焼の危険性を示す「火災危険度」、災害時の避難や消火・救助等の活動の困 難度を示す「災害時活動困難度」、及び以上を総合化し、相対的順位によりラ ンク付けした「総合危険度」を以下に示す。
- 火災危険度、災害時活動困難度、総合危険度については、本地区内及び周辺 地区における危険度ランクが概ね1となっており、危険度は相対的に低いと 言える。一方、建物倒壊危険度は、本地区内及び周辺地区においてランク2 及び3となっており、建物倒壊による帰宅困難者が発生し、周辺地区から本 地区へ流入する可能性がある。



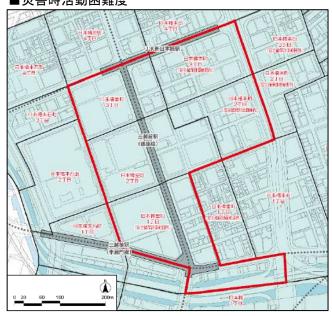
■建物倒壊危険度



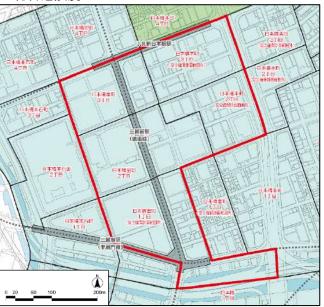
■火災危険度



■災害時活動困難度



■総合危険度



※「地震に関する地域危険度測定調査(第8回)平成30年2月公表/東京都」をもとに作成

1-3-2. 想定する被害のシナリオ等

1-3-2-1. 想定する災害

・ 「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月 東京都)において、地震の被害が最大とされる「東京湾北部地震」を想定する。

【想定する被害】

想定する地震被害想定 (冬 18 時、風速 8m/s)・震源:東京湾北部
・地震規模:マグニチュード7.3
・震度:6強 一部 7人的被害
(中央区)死者:151 人 (うち 97%がゆれ・液状化建物被害による)
負傷者:7,275 人 (うち重傷者:1,023 人)物的被害
(中央区)建物全壊棟数:1,942 棟
火災による焼失棟数:101 棟

【中央区内滞留者数の目的別内訳(平日 14 時台)】

	屋内被	災者		屋外被災	災者		待機人	П			滞留場所	60 -I
	学校	業務		私用	不明		自宅	移動 無し	移動 開始前		不明人口	総計
中央区	9, 238	556, 485	565, 723	55, 954	2, 896	58, 850	12, 623	10, 621	8, 549	31, 793	31, 587	687, 953

1-3-2-2. 被害シナリオと災害時に発生する事象

・ 地震発生から時系列に沿ってどのような滞留者等がどの程度発生するか検討するために、地震発生後の状態を地震発生直後、駅からの屋外滞留者が発生する地震発生数時間以内、救命・救助に重要な期間となる地震発生3日以内、及びそれ以降の4段階に分け、以下のとおり各段階のシナリオを想定し、滞留者等の推計を行った。

		段階 1 (地震発生直後)	段階 2 (地震発生から数時間以内)	段階 3 (地震発生から 3 日以内)	段階 4 (地震発生から3日後〜混乱が収まり 平常時に復旧していく期間)
想定する	シナリオ	来街者**1 地震発生時に買い物や観光等で本地区に訪れている人。 地震発生時には、いったん屋外に出ることを想定。 オフィスビルから屋外に出る就業者**2 地震発生時に就業者はオフィスビルに留まることが前提となるが、地震の揺れへの対策が進む超高層ビル以外のビルでは建物損傷の不安を感じ、安全確認のためにいったん屋外に出ることを想定。超高層ビルは耐震性能を有しており、地震発生時にはエレベーターが一時的に停止することが想定されることからビル内に留まることを想定。	来街者**1 地震発生時に買い物や観光等で本地区に訪れている人。 地震発生時にいったん屋外に出て、そのまま屋外の滞在者となると想定。 オフィスビルから屋外に出る就業者**2 オフィスビルからいったん屋外に出た人のうち、超高層以外の旧耐震ビルにいる人はビルの損傷等によりビル内に留まることが難しいことから、屋外の滞留者となると想定。 新耐震ビルにいる人は、地震発生直後は一時的に屋外に出るが、ビルの安全性が確認された時点でビル内に戻ると想定。 駅から屋外に発生すると想定される一時滞留者**3 地震発生時に、駅間にいる列車の乗車中の利用者や、駅ラチ内にいる乗降待ち利用者を、駅から屋外に発生する滞留者数と想定。	なく、本地区内に留まらざるを得ない人を帰宅困難者と想定。 駅から屋外に発生すると想定される帰宅困難者*3	交通やインフラ等の街の機能の復旧状況に応じて、帰宅困難者が帰宅を行う段階。 帰宅困難者の帰宅支援や、いち早く平常時に戻るための復旧支援等の必要性が想定される。
滞留者等 の推計	施設の条件	京大学者 駅 (3,243 人) (9,004 人) (4,526 人) (4,526 人) (4,526 人) (5,004 人) (6,526 人) (7,526 L) (7,52	来街者	来街者	
	合計数 帰宅困難者・ 帰宅困難者・	屋外一時滞留者 : 建物倒壊などの危険から安全を確保するために 屋外に出た人 16,773人	屋外滞留者: 建物倒壊などの危険から安全を確保するために退避する人 帰宅の可否がわかるまで、安全な場所で待機する人 13,386人	屋外帰宅困難者: 帰宅する手段がなく本地区内に留まらざるを得ない 身寄りのない人 5,874人	帰宅者: 交通やインフラ等の街の機能の 復旧状況に応じて、帰宅する人
	なる	************	サタシャンとに、平成 20 年東京都市圏パーソントリップ調査 (以下「PT 調査」) による小ゾーン		

- ※1.「来街者」は、表2.中央区内滞留者数の目的別内訳にうち「屋外被災者」及び「滞留場所不明人口」の人数をもとに、平成20年東京都市圏パーソントリップ調査(以下「PT調査」)による小ゾーン00200の目的別発集割合、平成22年国勢調査による町丁目の昼間人口割合、及び本地区内建物の用途別面積割合を用いて算出。
- ※2.「オフィスビルから屋外に出る就業者」は、表2.中央区内滞留者数の目的別内訳にうち「屋内被災者・業務」の人数をもとに、平成20年東京都市圏パーソントリップ調査(以下「PT調査」)による小ゾーン 00200 の目的別発集割合、平成22 年国勢調査による町丁目の昼間人口割合、及び本地区内建物の用途別面積割合を用いて算出。
- ※2.「オフィスピルから産外に出る旅業者」は、衣2.中央区内滞留者級の目的別内試にすら「産内飲災者・業務」の人数をもとに、平成 20 平東京都中圏ハーラントリッノ調査(以下「P1 調査」)によるハクーン 00200 の目的別発集割合、平成 22 平国勢調査による可丁目の昼間人口割合、及の本地区内建物の用述別面積割合を用いて算出。 ※3.「駅から屋外に発生すると想定される一時滞留者及び帰宅困難者」は、JR 総武線、東京メトロ銀座線及び半蔵門線の車両定員数、都市交通年報(平成 23 年実績)による終日の混雑率、関東交通広告協議会・各社・各駅・乗降人員・通過人員・輸送人員(平成 26 年度 1 日平均)及び PT 調査による平日 14 時台の改札利用人数割合を用いて算出。
- ※4. 超高層ビルは、16階以上の建物とする。
- ※5. 旧耐震建物は、登記簿の「原因及びその日付」が1982年12月までの建物とする。

1-3-2-3. 災害時における対策の方向性

・ 前項で推計した各段階の滞留者等の値をもとに、各段階における「本地区内の状況及び課題」を以下に整理し、それに対する「対策の方向性」ついて、以下に示す。

			達し、てもいに対する「対象の方向性」「フバ・C、以		
	段階 1 (地震発生直後)	段階 2 (地震発生から数時間以内)	段階3 (地震発生から3日以内)	段階 4 (地震発生から3日後〜混乱が収まり 平常時に復旧していく期間)	
滞留者等の 推計	(3, 243 人)	(3, 243 人)	来待者 就業者 (512 人) (2,625 人) 商業等ビル 超高層ビル 超高層以外の 超高層以外の 新前護ビル 旧耐震ビル 屋外帰宅困難者数: 5,874 人	_	全段階共通
本地区内の状態及び課題	 建物から屋外に出る来街者や就業者は、建物周辺の歩道や近くの公開空地等に滞留することが予想される。 推計した屋外一時滞留者数(16,773人)と本地区内の歩道及び公開空地の面積をもとに滞留者密度を算出すると、歩道のみを対象とする場合 1.24人/㎡、歩道と公開空地を対象とする場合 0.61人/㎡となる。 東京都地域防災計画において避難空間は原則一人当たり 1 ㎡確保することとしており、歩道が狭い場所や損傷を受けた建物の前面道路においては、人が車道に溢れ出ることや、人が密集し危険な状態になる可能性がある。 	 地震発生から数時間経過した状態においては、鉄道利用者や観光や買物を目的に訪れ行き場を失った来街者、建物が損傷し建物内に戻ることが出来ない就業者が、屋外に滞留し、身の安全を確保するための場所を探すことが予想される。 中央区地域防災計画において、来街者等が災害時に一時待機できるスペースとして、屋外の一時待機場所及び屋内の一時滞在施設を確保することとしている。また一時滞在施設は原則地震発生6時間後から利用できることとしている。 現在の本地区内の一時待機スペースは4,945㎡が確保されているが、推計した屋外滞留者(13,386人)を全て受け入れることは現実的でない。 	を利用し帰宅をすることが想定できるが、外国人 を含め遠方から観光等で訪れた来街者や出張等で 訪れた就業者は帰宅困難者となり、地区内の一時 滞在施設に移動する。	 交通やインフラ等の街の機能が復旧し、安全が確保された建物に滞在していた就業者や一時滞在施設に滞在していた来街者等が、街路樹の倒木等の危険な場所を回避しながら帰宅する。 インフラ等の復旧に時間を要する場合は、企業等の業務継続に支障を与える可能性がある。 	 地震による建物等の損傷により、受加力、た場合、建物の管理者責任があるため、現宅的が表す。 本地区の中央通り地下には保証のでは、大田地下歩道があり、JR総武線及下日本橋駅、東京メトロ銀座線及下日本橋駅、東京メトロ銀座線及下日本橋駅、東京メトロ銀路を地区都市再生事業」により地び通路にて機能するとともに、地区都市再生事業」により地びが拡幅され、多くの来は者でいるが、災害時には不足すがが、災害時には不足するが、災害時には不足する可能性が高い。 外国人については、英語圏のみな対していく必要がある。
対策の方向性	 耐震性能を有する建物や安全性が確認された建物においては、原則、地震発生直後の館内待機を徹底する。 耐震関係の基準に適合していない建物に対する耐震化を促進するための啓発活動や、建物内の家具等の転倒・落下・移動防止対策等による安全な待機・滞在空間を確保するための啓発活動を行う。 外国人等の来街者が混乱しないよう、屋外一時滞留者への情報発信を行い、安全に留まるための適切な誘導を行う。 将来の開発整備や機能更新に合わせ、公開空地等の安全な滞留空間を拡充する。 	 駅から発生する屋外滞留者の受け入れや誘導を行う。 屋外滞留者への情報発信、また情報収集を行い、本地区の安全な誘導方法の提供支援を行う。 将来の開発整備や機能更新に合わせ、一時待機スペースを拡充する。 	 一時滞在施設の開設ルールや運用マニュアル等を作成し、外国人や高齢者、障害者等のハンディキャップのある人々を考慮し、災害時に適切に機能するよう実動訓練等により備える。 帰宅支援対象道路、災害時帰宅支援ステーション、一時待機スペースについて、他地区との情報連携体制を構築し、安全かつ円滑な誘導を行う。 将来の開発整備や機能更新に合わせ、一時滞在施設を拡充する。 	 地区内の被害状況を把握し、帰宅者に対する情報発信を行い、安全な誘導を行う。 地区内の非常用電気等供給施設により都市機能を維持する。 	 建物管理者等が、災害時における地区の安全確保の取組みへ、積極的に参画及び貢献することを胃理者等のリスク軽減のための対策を講じる。 一時待機スペース等として利用が可能な、既存施設の活用について検討する。 外国人や高齢者、障害者等の災害時に援護が要する人々に十分に配信した災害時の対応を可能とする合む実動訓練等により備える。 地域全体で帰宅困難者対策に取り組む体制を構築し、役割分担を明確にして、有事に備える。

1-4. 都市再生安全確保計画の基本方針と目標

・ 前項1-3-1 で確認した本地区の現状、及び1-3-2 で検討した対策の方向性を踏まえ本地区の基本方針及び目標を以下に設定する。

日本橋室町周辺地区 都市再生安全確保計画の基本方針

本地区は、来街者や就業者等の人口が多く、災害時には屋外滞留者及び帰宅困難者が多数発生し混乱する可能性があるため、官民連携の情報共有を図り、帰宅困難者等への支援を行う。

都市再生安全確保計画の目標

自助推進のための情報提供を行う とともに、災害時要配慮者への支援 を踏まえた共助ルールの策定や実 働訓練を通じて、災害に対する十分 な備えを行う。

災害時における情報連携体制を構築し、屋外滞留者や帰宅困難者等による混乱を防止するための情報発信・提供を行うことで、災害対策の円滑な実施を図る。

既存施設等を活用した安全な滞留 空間を確保するとともに、将来の開 発整備や機能更新に合わせ、都市再 生安全確保施設を拡充する。

自助・共助の実効性を確保し、事業 継続に係る機能を確実に運用する ことで、災害に強い業務・商業エリ アを構築する。

対策の方向性

- 耐震性能を有する建物や安全性が確認された建物 においては、原則、地震発生直後の館内待機を徹底 する
- 耐震関係の基準に適合していない建物に対する耐震化を促進するための啓発活動や、建物内の家具等の転倒・落下・移動防止対策等による安全な待機・滞在空間を確保するための啓発活動を行う。
- 外国人等の来街者が混乱しないよう、屋外一時滞留者への情報発信を行い、安全に留まるための適切な誘導を行う。
- 将来の開発整備や機能更新に合わせ、公開空地等の 安全な滞留空間を拡充する。
- 駅から発生する屋外滞留者の受け入れや誘導を行う。
- 屋外滞留者への情報発信、また情報収集を行い、本 地区の安全な誘導方法の提供支援を行う。
- 将来の開発整備や機能更新に合わせ、一時待機スペースを拡充する。
- 一時滞在施設の開設ルールや運用マニュアル等を 作成し、外国人や高齢者、障害者等のハンディキャップのある人々を考慮し、災害時に適切に機能する よう実動訓練等により備える。
- 帰宅支援対象道路、災害時帰宅支援ステーション、 一時待機スペースについて、他地区との情報連携体 制を構築し、安全かつ円滑な誘導を行う。
- 将来の開発整備や機能更新に合わせ、一時滞在施設 を拡充する。
- 地区内の被害状況を把握し、帰宅者に対する情報発信を行い、安全な誘導を行う。
- 地区内のエネルギーの自立により都市機能を維持する。
- 建物管理者等が、災害時における地区の安全確保の 取組みへ、積極的に参画及び貢献することを目的と した、災害時における建物管理者等のリスク軽減の ための対策を講じる。
- 一時待機スペース等として利用が可能な、既存施設 の活用について検討する。
- 外国人や高齢者、障害者等の災害時に援護が要する 人々に十分に配慮した災害時の対応を可能とする 行動ルール等を作成し、要配慮者を含む実動訓練等 により備える。
- 地域全体で帰宅困難者対策に取り組む体制を構築 し、役割分担を明確にして、有事に備える。

1-5. 都市再生安全確保計画の実施体制及び計画の変更

- ・ 前項1-4.で設定した目標を円滑に実施・達成するため、「中央区帰宅困難者支援施設運営協議」において、地域の特性を踏まえた検討を行う「(仮称)日本橋室町周辺地区委員会」(以下「地区委員会」という)が成立される予定であることから、地区委員会と連携した本計画の実施体制を構築する。(図4参照)
- ・ 地区委員会は、本計画に基づき災害発生時の基本方針及び共通行動ルールの策定を行うとともに、日本 橋共助訓練計画の作成及びその実施を通じて、活動成果の検証等を行う。
- 本地区部会は、地区委員会から提示される本計画に係る課題等について検討し、本計画の改善を図る。
- ・ 本地区部会は、地区委員会との連携のもと、活動成果の検証や地区の現状変化に即して、必要に応じ本計画の変更を行う。

日本橋室町周辺地区 都市再生安全確保計画実施体制

東京都心·臨海地域 都市再生緊急整備協議会

日本橋室町周辺地区 都市再生安全確保計画作成部会

- 滞在者等の安全確保に関する対応の方 向性及び目標の設定
- 都市再生安全確保施設の整備及び管理 の策定等
- 必要に応じた計画の見直し変更

中央区帰宅困難者支援施設 運営協議会



(仮称) 日本橋室町周辺地区委員会

- 災害発生時の基本方針及び共通行動ル ールの策定
- 日本橋共助訓練計画の作成及び実施 等

図4. 本計画の実施体制

6

2. 本地区における滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務

2-1. 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備及び管理 (法第19条の15第2項第二号及び第三号関係)

災害時の帰宅困難者の安全確保のため、表1に示す都市再生安全確保施設の整備及び管理を行う。

- 衣 (左房 3)米以 1)房 / 均房 . 6以(5)房 = 6以(3)公)。	表 1.	法第1	9条の1	5第2項第二月	}及び第三号に係る計画	画
---	------	-----	------	---------	-------------	---

	衣1. 伝第19末の10第2項第二方反び第二方に保る計画								
	都市再生安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項		
番号	施設の名称	種類	所有者	実施主体	事業内容	実施 期間	管理主体	管理の内容	実施 期間
(1)	一時滞在施設(既設)	避難	Life to A Life Life to A Life	野村不動産 株式会社	日本橋室町東地区開発 計画 2-4 街区日本橋	1 2008	室町東団地	清掃・設備等のメンテナンス	2010~
1)	(以政) (コルト・室町 YUITO)	施設	三井不動産 株式会社	三井不動産 株式会社	室町野村ビルにおいて 一時滞在施設を整備	2010	管理組合		
2	一時滞在施設 (既設)	避難	武田薬品不動産 株式会社	武田薬品不動産 株式会社	日本橋本町二丁目特定 街区開発計画武田グロー	2015 ~	武田薬品不動産 株式会社	清掃・設備等の メンテナンス	2018~
2)	(武田グローバル本社 /福徳の森)	施設	三井不動産 株式会社	三井不動産 株式会社	バル本社において一時滞 在施設を整備	2018	三井不動産 株式会社	清掃・設備等の メンテナンス	2010
3	一時滞在施設 (日本橋室町三丁目 地区第一種市街地 再開発事業)	避難施設	日本橋室町 三井タワー 管理組合	日本橋室町 三丁目地区 市街地 再開発組合	日本橋室町三丁目地区 第一種市街地再開発事 業において一時滞在施 設を整備	2016 ~ 2019	日本橋室町 三井タワー 管理組合	清掃・設備等の メンテナンス	2019~
4	•••								

2-2. その他の滞在者等の安全の確保のために実施する事業(法第19条の15第2項第四号関係)

・ 現時点において、帰宅困難者に関する事業は2-1に記載のとおりである。

2-3. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務(法第19条の15第2項第五号関係)

・ 前項1-5.「都市再生安全確保計画の実施体制及び計画の変更」に記載する地区委員会は、2019年度に 設立を予定する。本部会と地区委員会は適宜連携を取りながら、滞在者等の安全確保を図る。

2-4. 滞在者等の安全の確保のために必要な事項(法第19条の15第2項第六号関係)

・ 災害時に発生する滞留者及び帰宅困難者の円滑な誘導を通じた安全性を確保するため、本計画に基づき地 区委員会が策定する災害発生時の基本方針及び共通行動ルールに準じて、地区委員会と連携して日本橋共 助訓練計画を実施する。

表2. 法第19条の15第2項第六号に係る計画

	24 - 150k 244 20k - 200k - 24 - 200k - 24 - 200k								
滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項									
番号	名称	実施主体	実施期間	実施内容					
1	日本橋共助訓練	一般社団法人 日本橋室町 エリアマネジメント	2019~	本地区における定期的な共助訓練の企画と実施。					

3. その他都市再生緊急整備地域における防災の確保に関する事項

・ 一時滞在施設/一時待機場所の状況を迅速に共有(発信・提供)することにより、帰宅困難者の行先を円滑に案内し、本地区の混乱防止に繋げるために「中央区防災マップアプリ」の利活用を行う。

4. 参考

【用語の定義】

• 都市再生安全確保施設

都市再生特別措置法第 19 条の 15 により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設として、その整備等について都市再生安全確保計画に定められたもの。以下の「退避経路」「退避施設」「備蓄倉庫」「非常用電気等供給施設」「その他の施設」がそれに該当する。

• 避難経路

都市再生特別措置法第 19 条の 15 により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路。

• 避難施設

都市再生特別措置法第 19 条の 15 により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な一定期間退避するための施設。

以下に記載する、東京都地域防災計画における「一時滞在施設」、及び中央区地域防災計画における「一時待機スペース」がこれに該当する。

※ 一時滞在施設(東京都地域防災計画、東京都帰宅困難者条例)

東京都帰宅困難者条例第 12 条に規定される、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。

※ 一時待機スペース (中央区地域防災計画)

中央区地域防災計画に記載される、旅行者、買い物客等の来街者対策として確保される一時滞在施設(屋内に設置する帰宅困難者の受入施設)と一時待機場所(屋外に設置する一時的な避難場所)を併せたもの。

• 備蓄倉庫

都市再生特別措置法第 19 条の 15 により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な備蓄倉庫。

• 非常用電気等供給施設

都市再生特別措置法第 19 条の 15 により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な非常用電気等供給施設で、非常用の電気又は熱の供給施設をいう。

• その他の施設

都市再生特別措置法第 19 条の 15 により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要なその他の施設。